

# 元荒川上流



第52号

令和5年5月

## 土地改良区だより

〔発行〕元荒川上流土地改良区 理事長 高澤克芳

〒361-0017 埼玉県行田市大字若小玉2802-3 TEL.048-556-3135 FAX.048-556-7671  
E-mail▶ motojyou@etude.ocn.ne.jp http://www.motoarakawajoryu.or.jp/



### 土地改良施設維持管理適正化事業により改修された 川里中央第二揚水機（鴻巣市屈巢地内）

元荒川上流  
土地改良区  
の概要

【受益地区】 熊谷市・行田市・鴻巣市・羽生市・北本市  
桶川市・加須市・久喜市  
【受益面積】 5,282 ha（田 3,858 ha / 畑 1,424 ha）  
【組合員数】 8,807人



農業用水は貴重な資源です！  
節水・節電にご協力をお願いします。

目次

- 理事長あいさつ ..... 2
- 令和3年度決算（財務状況の公表） ..... 3
- 令和5年度予算 ..... 3
- 令和4年度事業の実施状況 ..... 4
- 令和5年度事業予定 ..... 5
- 費用負担について ..... 6

## 令和4年度 通常総代会について

令和5年3月3日(金)午後2時から行田グリーンアリーナ研修室において、総代77名(現員数90名)出席のもと、令和4年度 通常総代会を開催しました。新型コロナウイルス感染防止対策を行い、3年ぶりに通常開催いたしました。

### 理事長あいさつ

理事長 高澤克芳



令和4年度 通常総代会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本日は、総代会開催の通知を申しあげたところ、皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

総代の皆様が就任された令和2年度、3年度についてはコロナウイルス感染の収束が見えない状況が続いておりましたので、書面議決による総代会を開催し、ご協力をいただきました。現状においても感染第8波について懸念されておりますが、この所、感染者数も日々減少しており、イベントの開催制限、施設の使用制限が解除となりましたので、令和4年度の通常総代会については対面にて開催する事といたしました。

総代の皆様には、常日頃組合員の代表として、地元意見の集約、土地改良区の運営にご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。また、先般からは、排水負担金の滞納整理にご協力をいただいております事、併せてお礼申し上げます。滞納整理にご理解をいただき、今後ともご尽力いただけますようお願い申し上げます。

本日の総代会にあたり、ご来賓として埼玉県加須農林振興センターより、所長 稲葉様のご臨席をいただいております。

ます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本年度も全国各地において集中豪雨など自然災害が発生し、甚大な被害が頻発いたしました。幸い当管内においてはそれほどの被害もなく、田植え時期、中干し後に少量の降雨にも恵まれましたので、土地改良区の役目を果たすことができたのではないかと考えております。しかしながら、コロナ禍に加えロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰により、130を超える揚水機場施設の電気料金が当初予算の想定を大幅に越え、維持管理費のさらなる増加を来しました。国、県とも電気料金の高騰分を支援する施策を予算化していただいておりますが、今後しばらくは、エネルギー価格の高騰をはじめあらゆる物価高が続くものと予想されております。米価の下落、諸物価の高騰など、農業を取りまく情勢はますます厳しい状況にあります。農業の持続的発展を次の世代に引き継ぐためにも、土地改良区が果たす役割も重要であると考えます。私も土地改良区としてもその一助となるべく、使命である農業用水の安定的な供給ができますよう、役職員ともに力を尽くす所存です。

最後になりますが、本日ご出席の皆様方のご健康と末永いご活躍をご祈念いたしまして、理事長あいさつとさせていただきます。

### 議事内容

審議の結果、各議案が原案のとおり可決承認されました。

- 承認第1号 令和3年度 決算の承認について
- 承認第2号 令和4年度 専決処分の承認について
- 承認第3号 令和2年度 歳入決算の訂正について
- 議案第1号 定款の一部改正について
- 議案第2号 定款附属書 役員選任規程の一部改正について
- 議案第3号 規約の一部改正について
- 議案第4号 地区除外等処理規程の一部改正について
- 議案第5号 令和5年度 地区除外について
- 議案第6号 令和5年度 賦課単価・賦課期日・徴収期日・徴収方法について

- 議案第7号 令和5年度 長期借入について
- 議案第8号 令和5年度 一時借入について
- 議案第9号 令和5年度 役員・総代の報酬等について
- 議案第10号 令和5年度 地区除外決済金について
- 議案第11号 令和5年度 基本財産の一部取崩しについて
- 議案第12号 令和5年度 特定資産の一部取崩しについて
- 議案第13号 令和5年度 予算について
- 議案第14号 理事の欠員に伴う補欠選任について

### 理事の紹介

第12被選任区の理事に行田市大字真名板 柴崎 通氏が選任されました。任期は令和5年3月3日から令和7年4月6日です。

## 令和3年度 決算

令和3年度の財務状況を公表します。

## ■ 一般会計

歳 入		歳 出	
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1 土地改良事業収入	213,442,602	1 土地改良事業費支出	295,749,857
2 附帯事業収入	70,817,258	2 一般管理費支出	157,666,710
3 基本財産運用収入	5,855,071	3 土地改良事業負担金支出	0
4 特定資産運用収入	13,771,852	4 借入金返済支出	44,545,455
5 補助金等収入	74,714,315	5 支払利子	2,144,879
6 交付金収入	18,679,200	6 固定資産取得支出	0
7 寄付金収入	0	7 基本財産積立支出	0
8 業務受託料収入	363,000	8 特定資産積立支出	41,300,000
9 雑収入	5,961,319	9 雑支出	374,929
10 借入金収入	33,500,000	10 繰越金	77,972,810
11 基本財産取崩収入	0	11 予備費	0
12 特定資産取崩収入	77,259,554		
13 出資金返還収入	0		
14 繰越金	105,390,469		
合 計	619,754,640	合 計	619,754,640

## ■ 財産目録

資 産		負 債	
摘 要	金額(円)	摘 要	金額(円)
① 流動資産	2,641,227,077	① 長期負債	351,839,087
(1) 現金及び預金	77,972,810	(1) 農業基盤整備資金借入金	351,839,087
(2) 未収金	8,454,424	② 短期負債	0
(3) 特定資産	1,792,200,238	(1) 未払金	0
(4) 基本財産	762,599,605	③ 特定負債	1,792,200,238
② 固定資産	109,089,947	(1) 役員・総代功労金等基金引当金	8,551,155
(1) 土地	23,641,259	(2) 職員退職手当基金引当金	151,134,069
(2) 建物設備	84,950,625	(3) 転用決済基金引当金	1,626,515,014
(3) 機械器具及び備品	498,063	(4) 傷害補償基金引当金	6,000,000
合 計	2,750,317,024	合 計	2,144,039,325

## 令和5年度 予算

令和5年3月3日開催の総代会において予算が可決されました。

## ■ 一般会計

歳 入			歳 出		
科 目	予算額(円)	構成比(%)	科 目	予算額(円)	構成比(%)
1 土地改良事業収入	209,890,000	37.13	1 土地改良事業費支出	306,861,000	54.29
2 附帯事業収入	69,960,000	12.38	2 一般管理費支出	142,578,000	25.22
3 基本財産運用収入	2,402,000	0.42	3 土地改良事業負担金支出	2,000	0.00
4 特定資産運用収入	6,708,000	1.19	4 借入金返済支出	44,701,000	7.91
5 補助金等収入	72,511,000	12.83	5 支払利子	1,641,000	0.29
6 交付金収入	20,377,000	3.60	6 固定資産取得支出	3,000	0.00
7 寄付金収入	1,000	0.00	7 基本財産積立支出	1,000	0.00
8 業務受託料収入	363,000	0.06	8 特定資産積立支出	46,300,000	8.19
9 雑収入	2,903,000	0.51	9 雑支出	3,646,000	0.64
10 借入金収入	70,151,000	12.41	10 繰越金	1,000	0.00
11 基本財産取崩収入	20,000,000	3.54	11 予備費	19,536,000	3.46
12 特定資産取崩収入	50,003,000	8.85			
13 出資金返還収入	1,000	0.00			
14 繰越金	40,000,000	7.08			
合 計	565,270,000	100.00	合 計	565,270,000	100.00

# 令和4年度 事業の実施状況

## 1 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
斉条用水路	行田市大字斉条	60.7	15,000
太田用水路	行田市大字白川戸	96.0	15,000
酒巻導水路	行田市大字北河原	52.0	20,000
西裏用水路	久喜市菖蒲町小林	41.6	10,000

### 斉条用水路



施工前

施工後

### 酒巻導水路



施工前

施工後

## 2 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)
忍南揚水機	行田市大字堤根	1か所	4,290
小宮揚水機	鴻巣市郷地	1か所	2,090
皿尾揚水機	行田市大字皿尾	1か所	4,950
川里中央第二揚水機	鴻巣市屈巢	1か所	6,820
関根排水機 (防災減災)	行田市大字関根	1か所	10,340

### 小宮揚水機



施工前

施工後

### 関根排水機



施工前

施工後

## 3 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
下池守1号排水路	行田市大字上池守	47.3	4,983
野悪水路	行田市大字野	121.5	3,960
下長野用水路	行田市長野2丁目	96.2	39,612
新谷田用水路	鴻巣市天神3丁目、外	326.3	6,996

### 下長野用水路



施工前

施工後

## 令和5年度 事業の実施予定

### 1 県費単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
太田用水路	行田市大字白川戸、外	75.0	15,000	U型水路 高1.0m×巾1.8m
酒巻導水路	行田市大字北河原	50.0	20,000	L型水路ブロック工 高2.0m×巾4.0m
西裏用水路	久喜市菖蒲町小林	15.0	10,000	U型水路 高1.3m×巾1.3m

### 2 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
下長野用水路	行田市長野2丁目	100.0	40,000	U型水路 高1.3m×巾1.8m

### 3 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)	内容
階段堰	行田市大字白川戸	1か所	4,070	開閉器のオーバーホール及び扉体の塗装
源兵衛落排水機	行田市大字下須戸	1か所	8,800	渦巻ポンプの整備補修
真名板揚水機	行田市大字真名板	1か所	3,190	水中モーターポンプのオーバーホール
第4揚水機	行田市大字皿尾	1か所	6,050	渦巻ポンプのオーバーホール

### 4 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内容
野通川悪水路	行田市大字小針	100.0	4,000	水路底版工
下池守1号排水路	行田市大字上池守	40.0	4,000	A型柵渠 高1.2m×巾1.0m 及び水路底版工
和田堀悪水路	行田市大字和田	25.0	3,500	法面ブロック張工及び水路底版工
野悪水路	行田市大字野	80.0	3,500	水路底版工
上池守2号排水路	行田市大字下池守	26.0	3,700	法面ブロック張工及び水路底版工
新谷田用水路	鴻巣市上谷	300.0	7,000	堤塘コンクリート舗装工

# 土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担は下記のとおりです。

## 農地の負担金

**賦課金** …… 用水、排水の受益区域に係る負担金です。

農地（登記地目が田・畑）を耕作又は所有している方（組合員）に賦課されます。  
休耕や転作を実施している農地でも、賦課されます。

地目	田				畑	田・畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域	特別排水区域
1㎡あたり 賦課単価	5.29円	2.99円	2.99円	2.30円	2.30円	1.61円

**畑地かんがい賦課金** …… 畑に水路から揚水して稲作する場合の賦課金です。  
地元役員の調査による申告制です。1㎡あたり2.99円です。

## なぜ納める必要があるの？

土地改良区は農業用の用排水路等を維持管理するために、組合員が設立した公共の法人です。そのため、受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り、組合費である賦課金を納付いただく必要があります。

## 滞納を続けると…

法に基く滞納処分を行う場合があります。

土地改良区は維持管理のための財源である賦課金の完納を目指し、未納者には納入の督促措置や戸別訪問により納付をお願いしておりますが、それでも納付いただけない場合は、財産を差し押さえるなどの滞納処分が土地改良法により認められています。



## お届けください

**土地所有権・耕作権・住所・氏名**の異動があったときは、土地改良区へ通知をおねがいします。これは土地改良法第43条の規定によるものです。

土地改良法 第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。



● 組合員資格の異動を土地改良区へ通知することにより、賦課金の請求先も旧資格者から新資格者へ異動することになります。土地改良区への通知は、このことも踏まえたうえでお願いします。通知が無い場合、従前の組合員へ賦課金の通知書が送付されます。

## 記載すべき事項について

- 1 当事者の氏名・名称・住所
- 2 当該土地の所在・地番・地目・用途・地積
- 3 資格得喪の原因・時期

土地改良法施行規則 第33条 法第43条第1項の規定による通知は、上に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

\* 上記にある事項が記載されていればどのような書式でも結構ですが、土地改良区では、様式を用意しておりますのでお問合せください。

ちくじょがいけっさいきん  
**地区除外決済金**  
 (土地改良法第42条)

…………… 農地を宅地等に転用する場合の一時金です。

市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。

地目	田				畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域
1㎡当たり					
地区除外決済金	370円	208円	208円	208円	160円
農地改良	210円	208円	48円	208円	—

## 地区除外決済金とは

土地改良区施設の維持管理費や運営費また過去の借入金の返済等は組合員の皆様が負担する賦課金でまかなわれています。一部の農地が農地転用等により地区から脱退すると、残された組合員の費用負担が大きくなってしまいます。そこで、残された組合員の費用負担が増えてしまうのを緩和するため、地区除外時に納付いただくものが地区除外決済金です。

## 水路使用の負担金

はいすいふたんきん  
**排水負担金**

…………… 浄化槽からの排水に対する負担金です。



土地改良区が管理している水路は農業用に使用されることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すこととなりますので、不合理性を感じます。この不合理性を解消する為に生活排水等の水を流す人へご負担をお願いするのが排水負担金です。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置してそこから出る排水を流したいのですが。」という申出をされれば(申請)、改良区は地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい。いいですよ。」(承認)「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束(契約)によって成り立っています。

この趣旨をご理解の上、排水負担金の納付にご協力いただけるようお願いします。

もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いします。

**こんなときは、  
届出(連絡)が必要です**

- 住所、氏名等の変更があった場合
- 住宅の売買があった場合
- 住宅を取壊し、浄化槽を廃止した場合
- 公共下水道、集落排水等への接続に伴い浄化槽を廃止した場合
- 空家になった場合

浄化槽の大きさ	承認書交付時(消費税込)		毎年のご負担(消費税込)	
	排水一時負担金	承認手数料	排水負担金(年額)	
5人槽	16,500円	3,000円	令和5年度	2,790円
7人槽	23,100円			3,920円
10人槽	33,000円			5,600円

しせつしょうりょう  
**施設使用料**

…………… 管理水路に橋を架けたり、排水管を埋設するような場合にかかる費用です。金額については、お問合せください。

## 賦課金・排水負担金納付方法について

- 1 口座振替について … 右記の金融機関にて口座振替が可能です。ご希望の方は土地改良区までお問合せください。
- 2 現金納付について … 右記の金融機関の他にコンビニでの納付も可能ですので、ご利用ください。
- 3 QR決済について … PayPay、LinePay等のQR決済での納付も可能となりました。詳しくはHPまで。

お取り扱いできる金融機関

- 埼玉りそな銀行 本・支店
- りそな銀行 本・支店
- 武蔵野銀行 本・支店
- ほくさい農協 各支店
- さいたま農協 各支店
- 南彩農協 各支店
- くまがや農協 各支店
- ゆうちよ銀行(口座振替のみ)

### お詫びと訂正

土地改良区だよりにおいて誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

令和4年5月発行 第51号

#### 令和2年度決算 一般会計

3ページ

《 正 》

歳 入	
科 目	決算額(円)
1 組合費	178,974,900
3 使用料及び手数料	69,669,568

《 誤 》

歳 入	
科 目	決算額(円)
1 組合費	178,975,000
3 使用料及び手数料	69,669,468

平成30年4月発行 第47号

#### 平成28年度決算 財産目録

3ページ

《 正 》

負 債	
摘 要	金額(円)
①長期負債	516,974,567
(1)農業基盤整備資金借入金	516,974,567
③特定負債	1,897,704,860
(2)職員退職手当基金引当金	169,257,894
(3)転用決済金基金引当金	1,716,395,811
(4)傷害補償基金引当金	4,500,000
合 計	2,414,679,427

《 誤 》

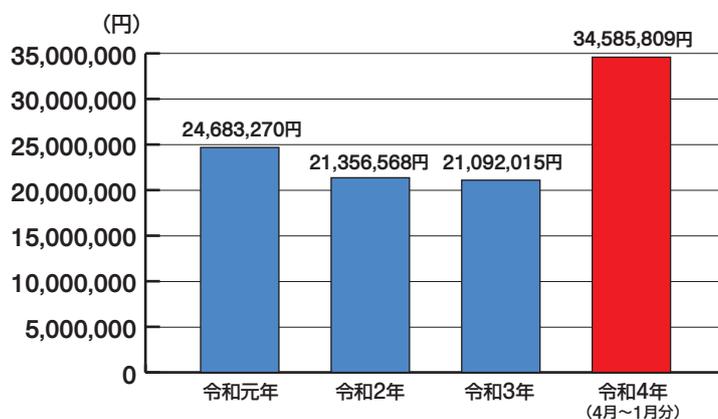
負 債	
摘 要	金額(円)
①長期負債	666,349,411
(1)農業基盤整備資金借入金	666,349,411
③特定負債	1,916,552,860
(2)職員退職手当基金引当金	159,257,894
(3)転用決済金基金引当金	1,745,843,811
(4)傷害補償基金引当金	3,900,000
合 計	2,582,902,271

お願いします

## 田んぼも節電



田んぼも節電・節水を!



電気料金の高騰が深刻です。

ポンプはこまめに調整し、節電にご協力ください。